

健全な財政運営を維持！

一般会計歳出総額80億2千万円

平成

21

年度決算の概要

町が行う事業は、町民の皆さんが納めた税金をはじめ、国や県からの補助金や、町債(借入金)などを財源として行っています。皆さんの納めた税金などがどのように活用されたのか、町の財政は健全なのかについて、平成21年度決算の概要をお知らせします。

黒字決算

一般会計の歳入決算額は、八十二億五千四百三十四万二千円、歳出決算額は八十二億五千八百八十五万九千円で、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支額は一億七千八百四十三万五千円の黒字決算になっています。

一般会計前年度との比較

歳入は、十二億七千四百四十万円の増(18%増)、歳出は、十三億二千三百一十一万円増(20%増)となっています。これは、主に国の経済対策のための臨時交付金事業が行われたことが影響しています。

健全財政維持のために

地方債残高(借金残高)は、順調に減ってきていますが、国の財源不足に対応した臨時財政対策債の借入れが近年増加傾向にあります。

また、地方交付税の算定の基礎となる国勢調査の人口減により来年度以降、交

付税の減が見込まれ、厳しい財政状況が予想されます。これを乗り越え、住民サービスの向上を図るため、行財政改革を推進し、事業の見直しを行うと共に効率的、効果的な予算配分に努めてまいります。

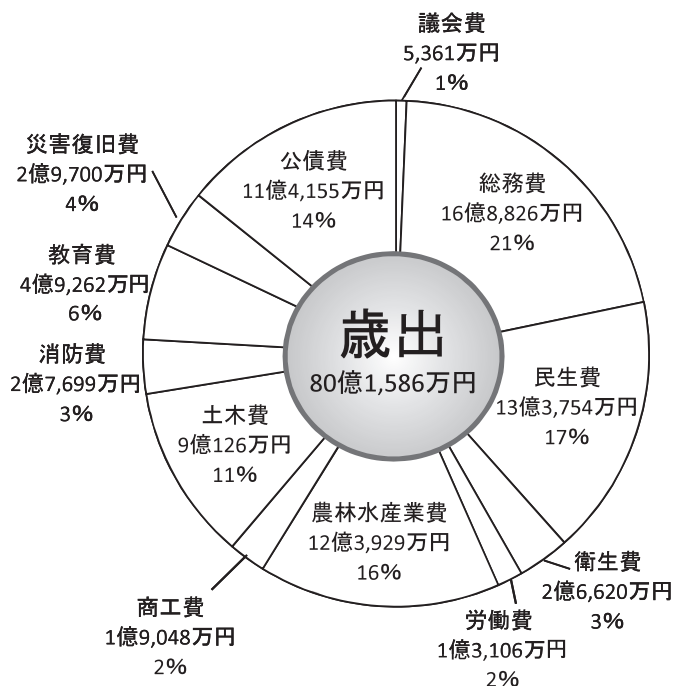
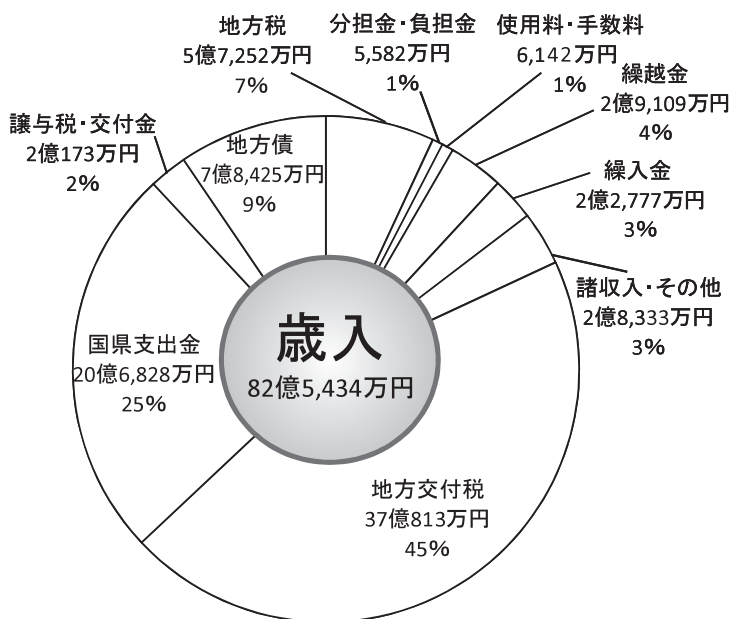
特別会計

特定の事業を行うための会計

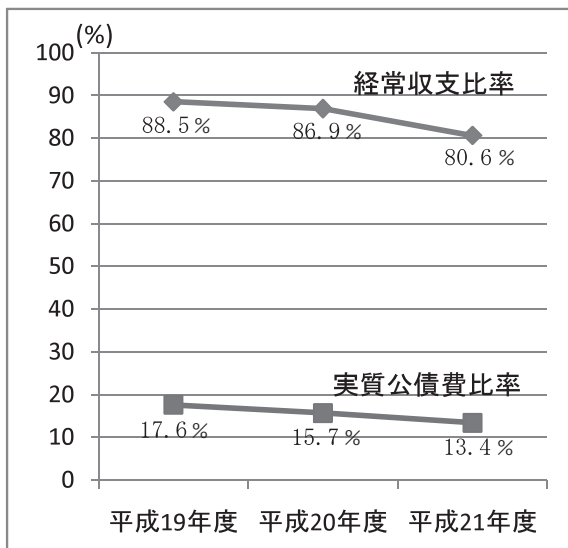
	歳入決算額(千円)	歳出決算額(千円)
国民健康保険会計	1,004,831	1,003,681
大崎診療所会計	215,397	213,518
老人保健会計	51,437	39,875
介護保険会計	1,147,786	1,115,204
後期高齢者医療会計	116,112	115,928
簡易水道事業会計	67,979	65,863
農業集落排水事業会計	67,056	65,091

一般会計

農林業の振興・福祉・教育・道路整備などを行うための会計



財政状況の推移



	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経常収支比率	88.5%	86.9%	80.6%
実質公債比率	17.6%	15.7%	13.4%
地方債残高	84億3,900万円	80億1,400万円	77億7,200万円

●経常収支比率

人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率で、比率が低いほど財政に余力があるといえます。

●実質公債比率

公債費(借入金)の返済に要する経費等の財政負担の程度を示すものです。また次の比率を超えると、借入れ等が制限されます。
 18%以上の団体:地方債の発行に国の許可が必要になります。
 25%以上の団体:一般事業等の起債が制限されます。

平成21年度の主な事業

緊急間伐総合支援事業



52,953千円

間伐の促進、作業道の整備に対して助成を行いました。

産業活性化支援交付金事業



9,714千円

町内各種団体、企業等の産業活性化に対して助成を行いました。(写真は商品開発中のくずもち)

経済危機対策臨時交付金事業



399,665千円

国の地域活性化対策事業で、町では道路の整備、消防車の購入等を行いました。(写真はふたば保育所太陽光発電施設)

仁淀中体育館耐震工事



34,986千円

耐震強度の基準値を大きく下回っている施設の耐震補強を行い、安全・安心な教育環境を整備しました。

乳幼児医療費助成事業



11,257千円

平成21年度から義務教育終了まで子どもの医療費を無料化しました。年間利用件数5,454件

ゆの森改修工事



81,900千円

浴室・レストラン等のリニューアルを行ったことで、多くの来館者が見込め、地域の活性化が図れます。

9月4日 今年2回目の地推協の会が開かれました。別府小学校が主催した「子育て講演会」に地推協も参加させていただきました。福岡県在住で同県の社会教育委員などを務める内田美智子さんを講師にお迎えし『いのちをいただいてつなぐこと』



と題しさまざまな“命”の大切さを考える講話を聞かせていただきました。子を産む母親の思いや、生命誕生の素晴らしさ、他の命をいただいて生きていること等を考える内容を、小学校1年生にも分かりやすく説明してくれました。

たが、別府小学校の児童の聞く態度もとても良かった」などと多くの感想が述べられていました。



次に各学校の「開かれた学校づくり」の会長からの取り組み内容の報告や、今年度で閉校となる仁淀高校の行事などへの支援についての協議を行いました。

地推協は各学校の行事や、学校と地域との関わりについての情報交換の場となっています。今後も互いに手を携えながら、学校と家庭、地域が子どもの健全育成に努めます。

国民年金保険料の納め忘れ
はありませんか？

納付には便利で安心な口座振替を！

国民年金保険料は、日本年金機構からお送りする納付案内書等により、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっています。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなることがあります。また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

そこで、便利で安心な口座振替のご利用をお勧めします。口座振替にしておくと、毎月、納めに行く時間と手間がかからず便利で安心です。

また、口座振替のなかには割引のあるお得な振替方法（早割・一年前納・半年前納）もあります。

お申し込み方法は、口座振替申出書に必要事項を記入・押印（金融機関の届出印）してお近くの年金事務所にお申し込みされるか、ご郵送ください。また、金融機関窓口にご提出いただいても結構です。

国民年金保険料の免除
期間・納付猶予期間が
ある方へ

追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部納付）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、十年以内であればさかのぼって納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して三年目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

追納のお申し込みはお近くの年金事務所までお願いします。

問
い
合
わ
せ

高知西年金事務所
088・875・1717